

中期目標期間終了時の検討及び中期目標の策定について

平成 26 年 4 月 3 日

地方独立行政法人制度においては、中期目標期間終了時に、県が、業務の継続の必要性、組織及び業務の全般にわたる検討を行うこととなっている。

鳥取県産業技術センターは、平成 26 年度が第 2 期の最終年度に当たるため、今年度中に期間終了時の検討を行い、その検討内容を踏まえて、第 3 期の中期目標を策定する必要がある。

1 制度の概要

(1) 中期目標の期間終了時の検討（法第 31 条）

○県が、中期目標期間の終了時に、法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講じる。

○検討にあたって、評価委員会に意見聴取を行う。

(2) 中期目標の策定（法第 25 条）

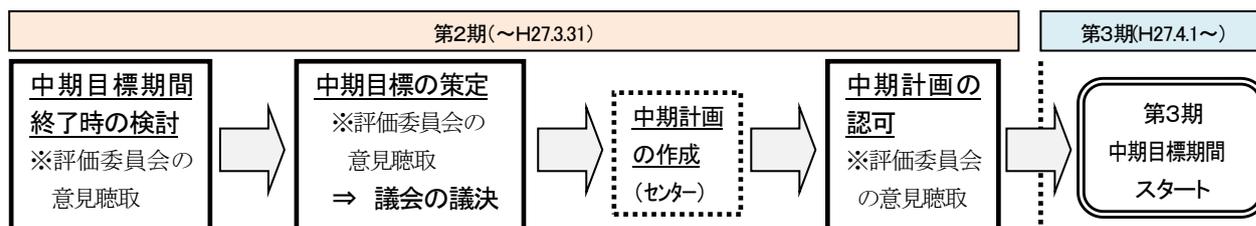
○県が、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を策定。法人に指示する。

○策定にあたっては、あらかじめ評価委員会に意見聴取を行い、議会の議決を経る。

(3) 中期計画策定に係る認可（法第 26 条）

○中期目標に基づいて法人が作成する中期計画は、県の認可を受けなければならない。

○認可にあたって、評価委員会に意見聴取を行う。



2 第 2 期中期目標について

(1) 中期目標の期間

平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（4 年間）

※中期目標は、三年以上五年以下の期間で県知事が定める。（地独法第 25 条）

〔第 1 期〕 平成 19 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（4 年間）

〔第 2 期〕 平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（4 年間）

〔第 3 期〕 平成 27 年 4 月 1 日～（期間は第 3 期中期目標の中で定める）

(2) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 技術支援等の機能の強化
- 2 ものづくり人材の育成
- 3 産学官連携の推進

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 迅速かつ柔軟な業務運営
- 2 職員の能力開発
- 3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

- 1 コンプライアンス体制の確立と徹底
- 2 環境負荷の低減と環境保全の促進

3 中期目標期間終了時の検討について

(1) 評価委員会によるセンターヒアリング

第2期の期間終了時の検討にあたっては、評価委員会の意見を聴取する必要があるため、平成23年度から平成25年度までの中期目標及び中期計画の進捗状況及び組織・業務全般の課題等について、評価委員会によるヒアリングを実施する。

(2) 評価委員会による意見書作成

センターヒアリング結果をはじめ、過去（平成23年度～25年度）の業務実績評価や平成26年度事業計画などを参考に、各委員からの意見を取りまとめ、評価委員会として意見書を決定する。意見書に盛り込む内容は次のとおりとする。

- ①中期目標・中期計画の全体的な進捗状況と総括
- ②今後の取組において望むこと
- ③その他（中期目標の構成や記載内容等への要望・意見）

(3) 期間終了時の検討と所要の措置

県は、上記(2)の意見書を踏まえ、見直しの必要があれば法人に対して措置を講じるとともに、その内容を次期中期目標の作成に反映する。

4 第3期中期目標の策定について

(1) 策定方針

中期目標の策定にあたっては、国及び県内の経済情勢や本県の産業施策、県内中小企業の状況等を総合的に判断して作成する。

また、あらかじめ、評価委員会及び県議会の所管常任委員会に報告して意見聴取を行い、必要に応じて、中期目標の内容に反映させる。

(2) 策定期期

前回（第2期）の中期目標は、平成22年11月議会に付議したが、今回（第3期中期目標）は、その内容を、必要に応じて平成27年度以降の運営費交付金予算に反映できるようにするため、平成26年9月議会での議決を目途に作業を進める。

5 今後のスケジュール（案）

年月	内容
平成26.4月	○第26回評価委員会 ・第2期の進捗状況等に関するセンターヒアリング
5月	○第27回評価委員会 ・第2期中期目標期間終了時の検討に係る意見聴取 ・中間意見の取りまとめ
6月末	H25実績報告書の提出(センター)
7月	○第28回評価委員会 ・第3期中期目標(案)への意見聴取 ・H25年度実績に関するセンターヒアリング ※常任委員会〔第3期中期目標(案)を報告〕
8月	○第29回評価委員会 ・第2期の期間終了時の検討に係る意見書の決定 ・第3期中期目標の決定 ・H25年度評価の決定
9月	※9月議会〔第3期中期目標/H25年度評価に関する議会議決〕 第3期中期目標をセンターへ指示(県)
10～27.2月	第3期中期計画の策定・認可申請(センター) ○第30回評価委員会 ・第3期中期計画への意見聴取
～3月	第3期中期計画の認可(県)

第3期中期目標の策定に向けた今後のスケジュール

H26.4.3

年月	H26年度			(参考)H25年度スケジュール	
	年度評価	次期中期目標作成		年度評価	
	年度評価	+	第2期中期目標終了時の検討	+	第3期中期目標(H27~H30)の作成
H26.2~3月			○中期目標終了時の検討(法31条)に係るセンターヒアリング(県) ○県内企業等訪問(県)		
H26.4月		○第26回評価委員会 ・H26事業計画ヒアリング	・中期目標の期間終了時の検討 * H23、24、25の進捗状況等に係るセンターヒアリング	○中期目標案作成(県)	H25.4.1 新評価委員就任
			≪中間意見≫ ⇒ 意見書作成(各委員) ⇒ 委員長案	反映	
5月			○第27回評価委員会 ・「中期目標の期間終了時の検討」に係る意見聴取 ・中間意見の取りまとめ	・中期目標案の説明(1回目) ・中期目標案に対する評価委員からの意見聴取	○第23回評価委員会(5/29-30) ・センター概要説明・視察 ・企業訪問
6月				(意見等を踏まえ、再検討)	
		○6月末 H25実績報告書提出	反映		○6/28 センター実績報告書提出
7月	上旬	○実績報告書関係資料の郵送口			○実績報告書関係資料の郵送口
		○第28回評価委員会 ・企業等訪問 ・センターヒアリング		・中期目標案の説明(2回目) ・中期目標案に対する評価委員からの意見聴取	≪書面評価≫ ・書面評価の実施(各委員) ・センターへ質問(各委員)
				(意見等を踏まえ、再検討) ※常任委員会報告(7月)	
	中~下旬	≪書面評価≫ ・書面評価の実施(各委員) ・センターへ質問(各委員) ・項目別評価及び全体評価のコメント作成(各委員)			○第24回評価委員会(7/25) ・企業等訪問 ・センターヒアリング
8月	上旬	《評価書とりまとめ》 ・委員長案の作成(委員長・事務局)	≪意見書の最終調整≫ ⇒H25評価を踏まえ、意見書の最終調整		≪最終評価案作成≫ ・センターへ追加質問(各委員) ・項目別評価及び全体評価のコメントの作成(各委員)
	中~下旬	○第29回評価委員会 ・全体評価、項目別評価の決定	・意見書の決定	反映	≪評価書とりまとめ≫ ・委員長案の作成 ○第25回評価委員会(8/19) 全体評価、項目別評価の決定
9月		※県9月議会報告 ・H25年度分評価について		※県9月議会 ・中期目標に関する議会議決	※県9月議会報告 ・H24年度分評価について
10月				○中期計画案の作成(センター)	
11月				○第30回評価委員会 ・センター中期計画案について意見聴取	
12月				○中期計画に関する県認可	
H27.1月					
2月					
3月					○第26回評価委員会 ・センターH26事業計画の説明

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標 項目別対比表

第1期中期目標 (H19～H22)	第2期中期目標 (H23～H26)
<p align="center">地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標</p>	<p align="center">地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標</p>
<p>基本的な考え方</p>	<p>基本的な考え方</p>
<p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、他都道府県の公設試験研究機関と比較して、一事業所当たりの技術相談・現地指導件数が圧倒的に多いなど、県内製造業を中心とした本県産業の技術高度化に向けた中核的推進機関である。</p>	<p>県内唯一の工業系の技術支援機関である産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月に地方独立行政法人として新たにスタートし、第1期中期目標期間においては、きめ細かい技術相談・現地支援、実践的な産業人材の育成、企業への技術移転や特許の取得等を通じて、県内企業に対する支援機能を高め、鳥取県の産業振興への貢献に努めてきた。</p>
<p>これまで、企業ニーズに対応した施設整備や迅速な意思決定に向けた組織見直しなどセンターの機能強化を進め、県内産業振興に大きな役割を果たしてきたところであるが、今後、県内製造業が環日本海諸国等のアジア諸国を中心としたグローバルな大競争時代の中で、競争力を高めて新たな市場を切り開いていくには、技術開発や人材育成などの面で、より高度化かつ迅速化したセンターの技術支援が求められる。</p>	<p>しかし、近年の世界的な景気低迷、厳しい雇用経済環境、少子高齢化の進展など、県内外の多くの企業は、依然厳しい状況に置かれており、国では、新成長戦略を策定し、新しい成長を目指す長期ビジョンとして、グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国、ライフ・イノベーションによる健康大国等の戦略を打ち出している。</p>
<p>そこで、技術支援機能をより一層強化するために、センターを地方独立行政法人化するが、このたびの法人化は経費削減や公務員削減等の行財政改革とは目的を異にするものであり、本県産業の「自立化」と「高付加価値化」促進によって、産業競争力を高めることこそが唯一最大の目的である。</p>	<p>鳥取県においても、厳しい雇用経済環境、少子高齢化、そして人口減少の影響は著しく、持続性のある安定した経済成長の実現に向けて、10年後の世界・日本経済の社会構造を見据え、本県の強み等を考慮し、8つの戦略的推進分野を推進する「鳥取県経済成長戦略」を策定し、県内産業を環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業など成長分野へ構造転換することとしている。</p>
<p>そしてかかる目的を達成するため、県内製造業及び関連産業における</p>	<p>第2期中期目標期間においては、同戦略等に掲げる「産業の高付加価値化」と「新産業の創出」の推進に寄与すべく、県内製造業及び関連産業における高付加価値化に繋がる技術支援や人材育成等の一層の強化をセンターの目標とし、指示するものである。</p>
<p>①「付加価値額（営業利益に人件費と減価償却費を加えたもの）」</p>	<p>なお、事業実施に当たっては、</p>
<p>②「付加価値率（県内生産額に占める付加価値額の割合）」</p>	<p>①限られた人数で最大の効果を上げるため、技術支援業務と研究開発業務のバランスを取り、それらの成果等の企業への移転と事業化に向けた支援を強力に進めること</p>
<p>の向上のための技術支援をセンターへのミッションとし、センターに本中期目標を指示するものである。</p>	<p>②「コンプライアンス」と「環境への配慮」を踏まえた内部統制によって、絶えず管理体制を見直しつつ業務運営を行うこと</p>
<p>なお、事業実施に当たっては、「コンプライアンス」と「環境への配慮」を核とした内部統制によって組織体制を構築していくとともに、中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、計画的に実施することとし、中期目標達成に向けた「県民への説明責任」を果たさなければならない。</p>	<p>③中期目標に規定する事項について適宜数値目標を掲げ、質の向上を図りながら計画的に実施するとともに「県民への説明責任」を果たすことに努めなければならない。</p>
<p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、技術支援のプロフェッショナル集団として自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、法人専任職員の配置など県から真に独立した組織により、本県が推進する「知の地域づくり」の担い手としての役割を果たすことを強く期待するものである。</p>	<p>さらに、センターには、理事長の強力なリーダーシップの下、自己研鑽や意識改革など不断の努力と改革を行い、県から真に独立した組織により、県内中小企業の「ホームドクター」としての役割を果たし、本県の産業振興の一翼を担うことに努めなければならない。</p>
<p>I 中期計目標の期間</p>	<p>I 中期目標の期間</p>
<p>平成19年4月1日から平成23年3月31日までの4年間とすること。</p>	<p>第2期中期目標の期間は、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの4年間とすること。</p>
<p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>	<p>II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p>
<p>1 産業の「自立化・高付加価値化」に向けた技術支援等機能の強化</p>	<p>1 技術支援等の機能の強化</p>
<p>「自立化・高付加価値化」した企業への脱却に向け、県内企業が製品化などに当たった技術的課題等を解決していく際、これまでセンターの研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の支援機能が大きな役割を果たしてきたが、今後とも、当該支援機能を継続的に発揮するとともに、さらに強化すること。</p>	<p>技術支援等の機能の強化に当たっては、限られた人数で最大の効果を上げるよう、技術支援、試験・分析等の業務と研究開発業務とのバランスを取り、県の産業活力の強化に繋げなければならない。</p>
<p>なお、支援実施に当たっては、現状で企業ニーズの高い「技術支援」を最優先課題としながらも研究開発を継続的に進め、企業ニーズの動向に応じて特定分野の研究開発を集中的に実施するなど、理事長のマネジメントの下、技術支援又は研究開発への経営資源投入のバランスを判断していかなければならない。</p>	<p>さらに、第1期中期目標期間から蓄積している技術支援内容のデータベース化にも取り組むこと。</p>
<p>(1) 技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）</p>	<p>(1) 技術支援（技術相談・現地支援）</p>
<p>企業ニーズの高い「技術支援（相談・現地指導、依頼試験、機器利用）」について、機器設備の計画的な整備と開放、現地指導の実施、検査メニューの充実、サービス提供時間の拡大など、利用企業の利便性を向上させること。</p>	<p>技術相談・現地支援について、企業ニーズの把握に努め、適切な相談・支援等を実施すること。職員の技術力向上や必要な分野の研究員の採用等によって企業への技術支援の対応力を強化すること。</p>
<p>また、職員の技術力向上や必要な研究員の採用等によって企業からの技術相談への対応力を強化すること。なお、対応力の強化に際しては、センター個々の職員が技術力をもっとより意識面においても技術支援のプロフェッショナル集団に生まれ変わる必要があること。</p>	<p>さらに、第1期中期目標期間から蓄積している技術支援内容のデータベース化にも取り組むこと。</p>

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標 項目別対比表

第1期中期目標 (H19～H22)	第2期中期目標 (H23～H26)
<p>〔機器設備の整備について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化等により試験研究環境への悪影響が懸念される機器設備については、計画的な改修を実施し、職員はもとより、一般利用者の安全確保に努めるとともに、老朽化・故障等により不要となった機器設備については、安全管理上の観点から適宜処分すること。 ・企業ニーズや地域の活性化に対応できる技術支援や品質評価等の達成に向け、老朽化した機器設備の更新のほか、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施すること。 <p>(2) 研究開発</p> <p>共同研究や受託研究等の研究開発実施に当たってセンターの機能を最大限に発揮し、研究成果の移転等を促進していくためには、企業ニーズや市場動向を的確に把握した上で、マーケット確保を常に意識した実用化研究を推進する必要があり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開につなげる観点での戦略的な研究テーマ設定が重要であること。</p> <p>また、研究テーマは、県内企業の有する技術力や産業構造などを踏まえ、本県において応用できる分野や企業に技術移転できる分野等において設定することとし、選択と集中の観点で研究資源の重点的配分を推進するとともに、研究目標を明確化し県民・企業への説明責任を果たせるものとしなければならないこと。</p> <p>さらに、職員の技術レベルの向上、新事業創出を目指したシーズ開発、及び今後発展が予想されるものの経営資源不足を背景とした研究開発リスクを回避するために県内企業が取り組むことが困難な技術分野の強化等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施することとし、企業ニーズや県内外の技術動向、さらには他の実用化研究の動向及び職員の育成計画等を踏まえて可能な限り多様な研究テーマを設定すること。</p> <p>なお、研究開発は、計画的な研究テーマ設定に基づく実施を基本とするが、企業等の緊急の要請については、年度中途であっても研究テーマを設定し、柔軟に対応すること。</p> <p>(3) 起業化を目指す事業者等への支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、鳥取・米子・境港の3施設に設置した起業化支援室等インキュベーション施設など研究開発の場を提供するとともに、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施し、県内産業活動の裾野拡大による雇用創出を促進すること。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p> <p>2 実践的産業人材の戦略的育成</p> <p>これまでに培ってきた産業人材育成ノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。また、中期目標期間中において具体的な産業人材育成戦略を策定すること。</p> <p>なお、実施に当たっては、国内外の技術動向に即応したレベルの技術者育成、企業や大学等からの研修生の積極的受入れ及び企業ニーズに応じて現地指導を行うなど、提供サービスを拡充すること。</p> <p>3 県内の産業集積を活かした戦略的な人材育成と研究開発</p> <p>県内に集積する「液晶関連」及び「食品関連」産業のニーズに基づく人材育成及び研究開発を戦略的に実施するとともに、集積企業と県内外企業との連携を強化し、付加価値の高い新事業を創出することにより、国内市場や対岸諸国を含めたアジアワイドでのネットワーク拠点形成に向けた支援を実施すること。</p>	<p>(2) 試験・分析 (依頼試験・分析、機器設備開放)</p> <p>機器設備の計画的な整備と開放、試験・分析メニューの充実、サービス提供時間の拡大、技術スタッフの配置など、利用企業の利便性を向上させること。</p> <p>県内産業の活力強化に対応するため、企業ニーズの高い機器設備の導入を計画的に実施するとともに、老朽化した機器設備、稼働率の低い機器設備については、その必要性を検討の上、適宜更新・処分を行うこと。</p> <p>また、引き続き、他の技術支援機関との連携による効率化を図ること。</p> <p>(3) 研究開発</p> <p>共同研究や受託研究等の研究開発の実施に当たっては、企業ニーズや県等の施策、市場動向を的確に把握した上で、企業の市場確保を常に意識して研究を推進する必要があり、短期的な技術移転に加え、中長期的な事業展開に繋げる視点での戦略的な研究テーマを設定すること。</p> <p>また、鳥取県経済成長戦略を推進するため、戦略的推進分野に位置付けられた、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品関連産業等の分野についても、センターとして取り組むこと。</p> <p>さらに、新事業創出を目指したシーズ開発、今後発展が予想されるものの県内企業が取り組むことが困難な技術分野等、将来の実用化に向けた基盤的な研究開発を継続的に実施するため、重点的に実施するテーマや、ある程度の研究期間を設けた挑戦的なテーマなど、絶えず見直ししながら取り組むこと。</p> <p>テーマ設定及び研究成果に対する評価は、外部専門家の意見も取り入れながら、かつ、市場動向を加味した上で、事業性の可否についても考慮し、採択・継続の決定、研究費の配分等を行うこと。</p> <p>技術移転の推進と研究成果の普及にあたっては、関係機関と連携しながら、研究成果を関係者に広く周知すること。</p> <p>知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。</p> <p>また、知的財産権の取得や活用に関して、鳥取県知的所有権センター等、関係機関と連携すること。</p> <p>(4) 新規事業の創出や新分野立ち上げを目指す事業者等の支援</p> <p>新規事業の立ち上げを目指す事業者等に、インキュベーション施設など研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施するとともに、市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう、関係機関との連携等に取り組むこと。</p> <p>また、講習会やセミナー、研究発表会等を通じてセンターの技術的知見の普及に努め、技術移転を促進するとともに、企業の製品開発や生産活動を支援すること。</p> <p>企業における研究開発成果の実用化を支援するため、関係機関と連携して市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化するとともに、地域資源を有効活用するなどして、全国展開にも繋がる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p> <p>(5) 積極的な広報活動</p> <p>ホームページや各種広報媒体を積極的に活用し、研究開発成果や最新の技術情報、センターの事業内容等の情報を提供することにより、企業の製品開発及び生産活動を支援し、センター利用実績のない企業等の利用拡大を促進すること。</p> <p>2 ものづくり人材の育成</p> <p>第1期中期目標期間において策定した産業人材育成戦略に基づき、これまでに培ってきた産業人材育成のノウハウを活かし、ものづくり分野における基盤的産業人材の育成に向けた支援機能を強化するとともに、高度専門人材の育成など、産業構造の転換を見据えた人材育成にも取り組むこと。</p> <p>3 産学金官連携の推進</p> <p>競争的資金の獲得や技術支援の効果的な展開に必要なコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など、産業の自立化・高付加価値化に繋がる企業支援の達成に向けて、「産学金官連携」を強化すること。</p>

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標 項目別対比表

第1期中期目標 (H19～H22)	第2期中期目標 (H23～H26)
<p>〔県の産業活性化戦略の具現化に向けた企業支援の展開〕</p> <p>◆「鳥取クリスタル・コリドール構想」（液晶関連企業を中心とした戦略） 高度専門人材育成による企業技術力向上に向けた支援を実施すること。 なお、実施に際しては環日本海諸国等内外関係機関との連携を強化し、自立かつ継続的な人材育成システム構築に向け貢献すること。</p> <p>◆「健・食・知スマート・コリドール構想」（健康・食品・研究に関わる戦略） 豊富かつ高品質な水産物や水資源等の地域資源と県内シーズを有機的に結びつけた新事業創出の支援を実施すること。 また、都市エリア産学官連携促進事業等の産学官共同研究をきっかけとしたバイオ産業拠点の形成に取り組むこと。</p> <p>4 知的財産権の戦略的な取得と活用 知的財産権の取扱いについて、研究開発着手の段階から弁理士等の知的財産専門家を交えた検討を行い、知的財産権を戦略的に取得するとともに、取得した権利を積極的に公開し、技術移転に努めるなど、適正かつ効果的な知的財産マネジメントサイクルを確立すること。 また、知的財産権の取得及び活用に関して、鳥取県知的所有権センター等他機関との連携を強化すること。</p> <p>5 県内産業の「ブランド力向上」に向けた支援機能の強化 企業における研究開発成果の実用化に向け、市場動向等を把握した上で、商品企画の段階からの市場競争力を有する製品開発（機能・製品デザイン等）への支援機能を強化すること。 また、一次産品や伝統工芸品などの地域資源を有効活用するなど、全国展開につながる「地域ブランド育成」を意識した技術支援に取り組むこと。</p> <p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 自立性・機動性・透明性の高いセンター運営を行うためのマネジメントサイクルを確立するとともに、地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の抜本的な改善を行い、より一層効率的な業務運営を行うこと。</p> <p>1 理事長のリーダーシップに基づく迅速かつ柔軟な業務運営の達成 理事長のトップマネジメントのもと、支援企業の事業化件数の増加など実績に重きを置き、かつ真に独立した組織としての迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。 また、組織・体制を継続的に見直ししながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、企業ニーズに即応した共同研究の実施、専門性の高い職員の育成や確保及び組織運営の見直し等、資金や人材等経営資源の重点投入を行うこと。 さらに、ホームページや各種媒体を積極的に活用した広報活動の展開により、県内のセンター利用実績のない企業や新たに設立・進出した企業等の利用拡大を促進すること。 なお、センター支援機能強化に向けた職員の育成に当たっては、各種研修会への参加や公設試験研究機関・民間企業等への派遣の機会を拡充するなど、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。また、具体的な人材育成プログラムを策定すること。</p> <p>2 新事業創出に向けた「産学金官連携」の強化 外部競争的資金獲得や技術支援の効果的な展開につながるコーディネート機能を向上させるとともに、共同研究や産業人材育成など産業の自立化・高付加価値化につながる企業支援の達成に向け、効果的な「産学金官連携」を強化すること。 なお、連携体制構築に際しては、センターが積極的な役割を果たすこと。</p> <p>3 独自の業績評価システムの確立 評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映するなど、役員について成果主義に基づく給与体系を構築すること。なお、理事長報酬については知事評価を併せて反映すること。 また、職員の意欲向上と能力開発に向け、客観性の高い業績評価を行うとともに、頑張った職員が報われるよう、その結果を具体的な給与決定及び人員配置等に反映させること。なお、評価基準等は予め職員に明示するなど、透明性の高い評価システムを構築すること。</p>	<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する事項 地方独立行政法人制度の特長を十分に活かして業務運営の改善を継続し、より一層効率的・効果的な運営を行うこと。</p> <p>1 迅速かつ柔軟な業務運営 理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づくスピード感のある組織運営を行うこと。 また、管理体制を継続的に見直ししながら、企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に戦略的かつ弾力的に対応し、資金や人材等の経営資源を重点的に投入すること。 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターが取り組む目標や職員の認識の共有化を図るとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること。</p> <p>2 職員の能力開発 職員の能力開発に当たっては、センターが策定した人材育成プログラムに基づき、継続的に職員の資質向上を図るとともに、センターの業務を的確に遂行できる人材を計画的に育成すること。なお、能力開発を意識し、若手研究員が取り組むテーマ設定を行うとともに、国の研究機関や大学等への派遣を活用すること。 また、センターが策定した個人業績評価システムに基づき、客観性・透明性の高い業績評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、人員配置等に反映させること。 役員については、成果主義に基づく給与体系により、評価委員会による業績評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。</p> <p>3 自己収入の確保と業務運営の効率化・経費抑制 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、機器設備・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金（県からセンターへ交付）以外の収入の確保に努めること。 なお、知的財産権の使用許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。 運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示される基準に沿って経費抑制を行うこと。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p>

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標 項目別対比表

第1期中期目標 (H19～H22)	第2期中期目標 (H23～H26)
<p>IV 財務内容の改善に関する事項 県内唯一の工業系の技術支援機関としての使命を果たせる経営基盤を確立するため、収入の確保や運営の効率化に基づく経費削減など、センターの財務内容の改善を図ること。 なお、センターの活動経費の大部分を占めることとなる県交付の運営費交付金について、センターの業績達成に向けたインセンティブをより向上させることを目的として、業績評価に基づき一定額を増減させる算定ルールを設定する。</p> <p>1 外部資金その他収入の確保 企業や大学等との連携により積極的に競争的資金等の外部資金獲得に努めるほか、試験機器・施設の開放や知的財産権の使用許諾等により、運営費交付金以外の収入の確保に努めること。 なお、知的財産権に係る使用許諾に伴う使用料収入額の内、センター収入額の2分の1に相当する額は県へ還元されることとするが、センターと職員間における配分ルールについては、知的財産関係法令等に基づき、相当な対価となるようなルール設定とすること。</p> <p>2 経費の抑制 運営費交付金を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、中期目標期間中、毎年度少なくとも前年度比1%の経費削減を行うこと。 また、業務の電子化など事務処理の簡素化、施設・スペース管理の徹底、外部委託の導入など、業務効率化と経費削減を目的とした見直しを恒常的に実施すること。 なお、経費の抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守 法令の遵守はもとより、センター職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 また、法令遵守等に関して職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た秘密事項について管理を徹底するとともに、電子媒体等を通じた漏洩がないよう確実な防止対策を図ること。 また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 また、労働安全衛生関連法令に基づいた安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生管理基準を遵守すること。</p> <p>(4) 職員への社会貢献意識の徹底 地域に活かされ、地域とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進</p> <p>(1) 省エネルギー及びリサイクルの促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、機器設備、物品の購入や更新等に際しては、省エネルギーやリサイクルの促進に努めること。また、廃棄物については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、減量化に努めること。</p> <p>(2) 環境マネジメントの着実な実施 ISO14001規格を遵守するなど、業務運営に伴う環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、予め定めた環境目標の達成に向け、継続的な見直しを実施すること。</p> <p>3 情報の共有化の徹底 業務運営に際しては、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化を徹底し、センターのミッションに係る職員間の共通認識を高めるとともに、組織としての円滑かつ効率的な意思決定に努めること</p>	<p>IV 財務内容の改善に関する事項 運営費交付金を充当して実施する業務については、「III 業務運営の改善及び効率化に関する事項」に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算により効率的かつ効果的な運営を行うこと。 なお、センターの活動経費の大部分を占める運営費交付金について、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。</p> <p>V その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンス体制の確立と徹底</p> <p>(1) 法令遵守及び社会貢献 法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。 また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。 さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加など社会貢献に努めること。</p> <p>(2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 個人情報や企業からの相談内容、研究等の依頼内容など職務上知り得た事項の管理を徹底するとともに、特に電子媒体等を通じた情報の漏洩がないよう確実な防止対策に取り組むこと。 また、情報公開関連法令に基づき、事業内容や組織運営状況等について、適切に情報公開すること。</p> <p>(3) 労働安全衛生管理の徹底 職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。 また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。</p> <p>2 環境負荷の低減と環境保全の促進 業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、ISO14001規格を遵守するなど、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。</p>

過去の業務実績評価（年度評価・期間評価）の状況

平成26年4月3日

1 業務実績評価の推移

区分	第1期				期間 評価	第2期	
	H19	H20	H21	H22		H23	H24
5段階評価	3	3	3	3	3	4	4
項目別評価 (加重後平均)	3.50	3.50	3.52	3.61	※ 3.53	3.93	4.18

※印は、第1期（H19～H22）の平均値。

〔評価の基準〕

- 5 計画を上回る業務が進捗かつ業績を挙げている
- 4 計画を上回る業務が進捗している
- 3 概ね計画どおりに業務が進捗している
- 2 計画に対して業務の進捗がやや遅れている
- 1 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている

2 中期計画に定める数値目標の実績

項目	単位	独法化前			独法化後					
		H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
					(第1期)			(第2期)		
技術相談	件	6,351	5,811	6,687	8,557	9,455	11,016	10,125	11,136	9,518
企業訪問	社	412	308	505	714	798	787	812	922	683
機器利用	時間	9,811	10,120	17,861	34,096	28,428	35,831	34,688	29,575	22,870
技術講習会、 セミナー開催	回	7	8	5	18	22	22	27	26	18
プレスリリース	件	12	21	19	38	40	54	54	50	36
特許出願件数	件	3	2	7	3	5	8	6	5	3

※独法化後の特許出願件数は年平均5件（研究員一人当たり換算0.1件/年）

3 過去の実績評価で示された主なコメント

【第2期中期目標】

(年度評価)

年度	主なコメント、課題
H24	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標の達成にとどまらず、業務内容の質的向上を目指すこと ・企業の自立と自助努力を促し、企業自らの競争力を高めるためのサポート ・成果について、わかり易く多様な方法の工夫 ・「売れるもの」を開発する視点で、重点課題に集中投資すること ・技術支援と研究開発における業務の重点化と適切なバランスの検討 ・機器使用料の見直しや機器利用の拡大など自己収入を増やす工夫 ・特許出願数と権利化率の両方の目標アップ ・部署別、個人別の目標管理設定 ・質の高い技術支援を提供するため、適切な人員配置と担当職員の技術力向上
H23	<ul style="list-style-type: none"> ・産業振興機構との連携強化（異業種企業間のコーディネート、新事業展開への支援） ・健康・食品分野の商品開発における技術支援から評価までトータルにサポートできる体制の充実 ・予算・人員の集中投入等、研究成果の企業への技術移転を一層積極的に進めること ・情報発信により、センターの知名度を高めること ・幅広い人的ネットワークの構築と企業人マインドの醸成 ・研究と自己啓発の時間のバランスを考慮 ・特許の実施許諾料収入の増を目指すこと ・地域資源を活用した新商品開発や社会的ニーズに対応した技術・商品開発への一層の支援 ・各所長のリーダーシップによる課題の掘り起こしと取組の推進

【第1期中期目標】

(期間評価：H19～H22)

主なコメント、課題	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内製造業等の高付加価値化に繋がる技術支援や人材育成等の一層の強化 ・ 技術支援と研究開発による成果等の企業移転と事業化支援を強力に進めること ・ センターの支援の成果についての「見える化」に努力すること ・ センター業務の一部の民間委託導入を図り、研究者がトップレベルの研究に注力し、産業振興に活かすこと ・ 企業ニーズの把握に努め、きめ細やかで適切な助言・支援を実施すること ・ 稼働率の低い機器の積極的な整理を検討すること ・ 県外企業の誘致につながるような新規技術開発を最低一課題は設定するなど、テーマ設定をブラッシュアップ ・ 市場動向や販路などの情報提供を含めたトータルな支援が行えるよう関係機関との連携に取り組むこと ・ 3施設間における情報の共有化と組織としての円滑かつ効率的な意志決定に努めること ・ 成果を収めた職員に対してインセンティブが働くシステムづくりの検討

(年度評価)

年度	主なコメント、課題
H22	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効性・可能性のある研究テーマへの人材と予算の集中投入 ・ 中小企業への技術支援について、レベルに応じたきめ細やかな対応 ・ 企業が完成度の高い製品を市場に出せるまでのトータルな支援ができるよう関係機関との連携強化 ・ 実効性の評価にあたっては、前年との比較、他県との比較、センターの貢献度などを「見える化」 ・ 職員の学位取得等資質向上への取り組み ・ 成果を収めた職員に対してインセンティブが働くシステムづくりの検討
H21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術移転や製品化につながる研究の一層の推進と起業化を目指す事業者等への支援 ・ 数値だけでなく質的向上に努力すること ・ 技術支援業務と研究開発業務についての重点分野の絞り込み ・ 機械設備メンテナンスにおける民間委託の導入方法について検討
H20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 数値目標の達成だけでなく、内容の充実を目指すこと ・ 企業の高付加価値化に寄与する具体的成功事例を増やすこと ・ 技術相談業務と研究開発業務のバランス ・ 限られた人数で最大の効果を上げる仕組みの構築 ・ 優秀な人材確保と若手職員の人材育成
H19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術相談において、数値目標の達成だけでなく、数値の内訳や実効性、他業務への影響度を考慮した自己評価の実施 ・ 人材育成において、企業や受講者の評価だけでなく、その効果の確認を行うこと ・ 試験・分析の運用体制、機器導入、研究テーマ設定においては、企業ニーズを積極的に取り込む ・ 外部研究費の獲得に努める一方、業務の質を低下させることなく経費抑制 ・ 新規企業の育成、優秀な人材確保、法人使命と研究開発能力の充実の確保 ・ ニーズ対応と研究機関としての質的水準の両立、業務バランスの確保 ・ 企業の評価やニーズを把握し、独自の研究開発能力を整え、質量ともに充実したサービスを提供 ・ 外部研究費の獲得や特許出願件数の目標件数を高め、より上を目指すべき

関係法令

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第3条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1）地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

（2）その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

（2）住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(4) 財務内容の改善に関する事項

(5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

(4) 短期借入金の限度額

(5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

(6) 剰余金の使途

(7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第1項第1号から第5号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

5 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 評価委員会は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

(中期目標に係る業務の実績に関する評価)

第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第28条第3項から第5項までの規定は、第1項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

○鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）

(各事業年度の業務の実績の報告)

- 第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により設置された地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、委員会に提出しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

- 第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績（次項において「中期業務実績」という。）について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。
- 2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法第121条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。